

レンタル機械 総合補償制度のご案内

Lease
&
Rental
or
Sales

レンタル機械 総合補償制度について

■ 総合補償制度の概要

A 自動車補償

レンタル車両使用中における車両損害事故及び賠償責任事故が発生した場合のサービスを提供いたします。

B 動産補償

レンタル機械使用中、及び保管中により発生した不慮の事故による機械本体の損害が発生した場合のサービスを提供いたします。

注)対象商品、補償内容は条件によって異なります。詳細は弊社営業担当へお問い合わせください。

■ 補償内容

A 自動車補償制度

対象機種

弊社のレンタル車両で登録ナンバーの付いている車両

補償内容	お客様ご負担金 (1事故)
対人賠償責任	無制限
対物賠償責任	10万円
搭乗者傷害	1,000万円
車両損害	実損額

※上記は一例であり、対象車種毎に異なる場合がございます。

B 動産補償制度

対象機種

弊社のレンタル機械器具で登録ナンバーの付いて無い機械器具

補償内容	お客様ご負担金 (1事故)
レンタル中の機械に破損・盗難など偶然な事故による損害が発生した場合の修理サービスを提供いたします。	部分損害事故 1万円～20万円
	全損・盗難事故 2万円～60万円

■ 補償期間

弊社出庫日から弊社入庫日までの期間の全日数を補償いたします。

■ 被補償者

弊社補償制度に加入いただき、弊社からレンタルされた自動車・建設機械を使用されるお客様。

■ お客様ご負担金

補償対象事故の際、1事故ごとにお客様にご負担いただく金額です。また、同一現場における2回目以降の事故のお客様ご負担金は、倍額となります。

※1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。

■ 補償料

お借りいいただく自動車・建設機械ごとに申し受けます。

■ 休業補償

レンタル機械および車両の全損・修理期間中の休業損害については別途請求させていただく場合があります。

レンタル機械 総合補償制度共通対象外規定

- ①弊社「レンタル機械総合補償制度」に加入されていない場合。
- ②弊社補償制度加入者業務に従事中の使用人に対する損害。
- ③不誠実行為(詐欺・横領等)により発生した事故。
- ④故意、重大な過失又は飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。
- ⑤弊社の「建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書」の条項に違反して使用された場合による事故。
- ⑥弊社に無断で転貸し、発生した損害。
- ⑦差押え・微発・没収・破壊等、国又は公共団体などの公権力の行使によって生じた損害。
- ⑧戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為又は犯罪行為。
- ⑨地震・噴火・津波によって生じた損害。
- ⑩回避義務を怠った事による風水災事故。
- ⑪じんあい・騒音・核汚染等によって生じた損害。
- ⑫有害物質(アスベスト類)飛散による損害。
- ⑬車両・機械を運転操作するために必要な免許・資格を有しない者の運転操作による事故の損害。
- ⑭被補償者と他人との間に損害倍賞に関する特別の約定あるいは取り決めがある場合、その約定あるいは取り決めにより加重された損害責任。
- ⑮水没・埋没等で現物の回収が困難であり、実損害が確認できない場合。
- ⑯燃料物質等により生じた損害や傷害。
- ⑰各補償の限度額を超過する部分の損害。
- ⑱通常地面に接する部分の損害(タイヤ、クローラー等)。
- ⑲置き忘れ・紛失等による損害。
- ⑳レンタル機械及び車両を無断で改造又は装置取り付け等を行った場合や、行ったことによる事故の損害。
- ㉑日本国外で発生した事故。
- ㉒事故発生時の連絡が遅延したとき、「レンタル機械総合補償制度」の補償が受けられない場合があります。
- ㉓事故に関する間接損害。[注1](#)
- ㉔工事・作業…船上作業、海上工事、トンネル工事、解体工事、碎石作業の事故等危険が予想される工事・作業現場の事故。[注2](#)
- ㉕再リース品は弊社「総合補償制度」とは異なる場合があります。(再リース会社の保険内容の対応になります)

[注1\) 事故発生時のレンタル機械及び車両の入替費用、代替レンタル機械及び車両のレンタル料金、](#)

[事故レンタル機械及び車両修理機械休業補償費用や、事故が原因により工期が延長になったための損害費用等。](#)

[注2\) 対象外機種及び工事・作業では、補償の対象となりません。詳細は弊社営業担当へお問い合わせください。](#)



A 自動車補償

対象機種 トラック・ダンプカー・クレーン付トラック・トラック式高所作業車・散水車・軽トラック
タイヤショベル・タイヤローラー(ナンバー付)

■ 補償金額及びお客様ご負担金

I. 基本補償

	補償金額	お客様ご負担金(1事故)
対人賠償責任	被害者1名につき無制限	10万円
対物賠償責任	1事故につき無制限	10万円
搭乗者傷害	被害者1名につき1,000万円	5万円

※以上は一例であり、対象車種毎に異なる場合がございます。

II. 車両補償

	補償金額	お客様ご負担金(1事故)
車両損害	実損額	10万円～50万円

■ I 基本補償

対人賠償責任補償

レンタル車両を通常の運転中に、第三者(他人)に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任(対人賠償責任補償で定める補償範囲内)の補償を受けられます。

注)通常の運転中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での運転中に発生した事故であり、故意又は、無理な運転により発生した事故については、通常運転中の事故とはなりません。

対物賠償責任補償

レンタル車両を通常の運転中に、第三者(他の財物)に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任(対物賠償責任補償で定める補償範囲内)の補償を受けられます。

搭乗者傷害補償

レンタル車両の正規の乗車装置に通常乗車中の方が事故によって死亡されたり、身体に後遺障害又は障害を被ったときに補償されます。ケガの内容に応じて定額の給付金が支払われます。

■ II 車両補償

①レンタル車両を通常の運転中に発生した事故による損害。
②レンタル車両を保管中及び使用中における火災による損害
(地震を原因とする火災を除く)。

③レンタル車両を保管中及び使用中における風水災による損害。
④レンタル車両を保管中及び使用中における盗難による損害。

⑤レンタル車両を保管中及び使用中におけるいたずらによる損害。

補償対象事故例

- 交差点内を青信号で直進した際、右折して来た対向車と接触し、双方破損してしまった(対物／車両補償)。
- 雨天高速道路走行中わだちにハンドルをとられ側壁に接触し、車体を破損させてしまった(車両補償)。
- 車両走行中、飛び出してきた通行人と接触しケガを負わせてしまった(対人賠償責任補償)。
- 赤信号で停止中、後続車に追突され運転手がケガをしてしまった(搭乗者傷害補償)。



■ 補償対象外事故

対人賠償責任補償・対物賠償責任補償

- ①事故を起こした人と死傷した被害者の関係が父母・配偶者・子供・同居家族・会社同僚(下請・従業員等)の場合。
- ②加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。
- ③運転者の会社(JV及び共同作業従業者を含む)及び個人が所有・使用・管理する財物の破損損害。
- ④加入者の請負っている工事対象物そのものの損害(建築中の建物を破損した等)。
- ⑤賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害。
- ⑥当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金。
- ⑦所轄警察へ事故届けが出されていない場合。

搭乗者傷害補償

- ①故意又は重大な過失による傷害。
- ②医学的他覚所見のない後遺障害又は傷害。
- ③車外での作業中の事故。
- ④所轄警察へ事故届けが出されていない場合。
- ⑤正規の乗車装置以外(バケット内・荷台等)に乗車中の事故による後遺障害又は傷害。
- ⑥自殺やけんか、又は犯罪等によってその本人について生じた傷害。
- ⑦対象自動車の使用について被補償者の承諾を得ずに搭乗中に起きた事故。
- ⑧無免許運転又は酒酔い、麻薬等の影響により、正常な運転ができない恐れがある状態で運転している場合にその本人について生じた傷害。

- ⑨軟弱地盤でのア utri gajacki 下に敷板を使用しなかつたことによる損害。
- ⑩塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。
- ⑪核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故。
- ⑫地震もしくは噴火又はこれらによる津波。
- ⑬戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動。
- ⑭排気ガス浄化装置の損害(再生操作を怠った場合)。
- ⑮無免許運転又は酒酔い、麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で運転している場合に生じた事故による損害。

補償対象外事故例

- クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーンの部分をぶつけたままに破損してしまった。
- 敷板を使用しなかつたために、ア utri gajacki を破損してしまった。
- レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさんで現場に保管していた為、盗難されてしまった。
- 除雪中に、雪で隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。

B 動産補償

対象機種 バックホー・不整地運搬車・発電機・転圧機・ウエルダー
カッター・水中ポンプ・コンプレッサー・高所作業車(ナンバー無し)

■ 補償金額

対象となる機械の時価額を上限に補償いたします。

■ お客様ご負担金

部分損事故 1事故につき1万円～20万円
全損・盗難事故 1事故につき2万円～60万円

- 同一現場で2回以上事故が発生した場合には、お客様ご負担金は倍額となります。
- 1年内に2回以上事故を起こしたお客様につきましては、2回目以降よりご負担金を倍額とさせていただきます。

■ 補償対象事故

- レンタル機械の通常作業中に発生した事故^{*1}による損害。
- レンタル機械の保管中及び作業中の現場内における盗難^{*2}による損害。
- レンタル機械の保管中及び作業中の現場内における火災による損害(地震を原因とする火災を除く)。

*1 通常作業中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故。故意により発生した事故については、通常作業中の事故ではありません。

*2 盗難とは所轄警察への届け出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です。

補償対象事故例

- 作業中に油圧ショベルがバランスを崩して横転し、キャビンを破損してしまった。
- 現場に置いてあった建設機械が盗難されてしまった。
- 現場で保管していた油圧ショベルが放火によって、全焼してしまった。
- 油圧ショベルで作業中、旋回した際アームをぶつけ、破損してしまった。



■ 補償対象外事故

- 始業前点検を怠った使用によるもの(作業油・オイル・冷却水・安全装置等)。
- 所轄警察へ盗難届けが出されていない場合。
置き忘れ、紛失による損害。
- 不誠実行為(詐欺・横領等)により発生した事故。
- 不適当な管理状況(鍵を付けたままでの放置等)や、盗難予防措置を行わなかった場合での盗難による損害。
- 燃料の種類又は混合比間違いによる損害。
- 製造元および弊社が定める「正しい使用方法」によらず、使用作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等で発生した損害。
- 船上作業、海上作業、トンネル工事、地下工事、立坑内作業の事故。
- 塗料・生コン、アスファルトの付着などの汚損、溶接等の火花による損害。
- 欠陥・磨耗・腐食・さび・かび・虫食い、その他自然の消耗による損害。
- 電気的・機械的による損害(お客様の不注意によるエンジン焼付け等)。
- ガラス・ゴムクローラー・ゴムベルト・タイヤの単独損害。
- バケット、ツメ、排土板、ノミ、刃部分等の消耗品や管球類(ライト等)の損害。
- 凍結による損害(凍結によるスリップ事故は除く)。
- 危険行為による損害(事故が予見できる行為)。

- 破損事故などによる、回送費用・入れ替え費用等。
- 対象外機種の事故。
- 事故発生の原因が不明瞭で、正確な事故の発生状況が確認できない損害。
- アタッチメントの部分損害。
- バケット・アーム・ブーム各シリンダの単独損害。
- 運転操作を行うオペレータに重大な過失・法令違反があつた場合(無資格・無免許運転、飲酒運転等)。
- 歩み板(アルミブリッジ)の使用に起因する事故・損害。
- 台風・洪水・高潮・土砂崩れ等の水害
- 運搬中における損害



補償対象外事故例

- クレーン仕様油圧ショベルでの吊上げ荷重オーバーにより、アームを破損してしまった。
- クレーン仕様ではない油圧ショベルで吊上げ作業を行い、アームが曲がってしまった。
- 油圧ショベルで作業中バケットで自機のガラスのみ破損してしまった。
- 油圧ショベルのバケットで杭打ち作業を行ったため、シリンダーが曲がってしまった。
- 台風が来ることがわかつていてもかかわらず回避義務を怠り、風水災事故が発生した。
- 燃料の種類及び混合比を間違いエンジンの焼付けを起こした。
- 置き忘れ、紛失による損害。
- 部分盗難の場合。



C 賠償責任補償

対象機種 弊社のナンバー無しのレンタル機械、器具

(鉄板、仮設資材、仮設ハウス、仮設トイレ、備品関係、他、登録ナンバー付は除く)

■ 補償金額

対人賠償責任……………被害者1名につき1億円を限度に補償。

1事故につき、3億円を限度に補償。

対物賠償責任……………1事故につき2,000万円を限度に補償。

■ お客様ご負担金

対人・対物賠償責任 ……1事故につき20万円

(ただし高額賠償については、100万円超で30万円、300万円超で50万円)

1年以内に2回以上事故を起こしたお客様につきましては、2回目以降よりご負担金を倍額とさせていただきます。

■ 補償対象事故

レンタル機械での作業中の操作が原因で、第三者に発生した損害により負担すべき法律上の賠償責任(賠償責任補償で定める範囲内)を補償いたします。

- お客様及びお客様の現場において同様の補償を受けられる保険等に加入されている場合、お客様の保険適用を優先させていただきます。
- 示談につきましては、必ず弊社とご相談の上、お客様で進めていただきます。弊社へ届出なしに示談された場合、補償できません。

補償対象事故例

- 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触してしまい、重傷を負わせた。
- 油圧ショベルで旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけ破損させてしまった。
- 水道工事以外の現場で油圧ショベルにて堀削中、誤って地中の水道管を破損してしまった。
- クレーンで旋回中、誤って電線に触れ、切断してしまった。



周りにも注意して
安全な作業に
努めましょう。



■ 補償対象外事故

- ①賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害。
- ②事故を起こした人と死傷した被害者の関係が父母・配偶者・子供・同居家族・会社同僚(下請・従業員等)の場合。
- ③加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。
- ④加入者の請負っている工事対象物そのものの損害(建築中の建物を破損した等)。
- ⑤加入者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材などに与えた損害。
- ⑥ナンバープレートが付いていない建設機械などで公道を自走しているときの事故。
- ⑦重大な法令違反によって生じた損害。
- ⑧海、河川への油脂類・燃料等の流出による損害。

補償対象外事故例

- 台風により建設機械が転倒し第三者の車が破損してしまった場合。
- 事故を起こした人と死傷した被害者が会社同僚の場合。
- A社のオペレーターがA社の自動車を、油圧ショベルで破損をさせてしまった。
- A社のオペレーターが北日本リースの機械で、A社が北日本リース以外からレンタルした機械を破損させてしまった。
- 登録ナンバーのない自走式建設機械で公道を自走中、車と衝突し、相手の車が大破してしまった。



万一事故が起こったときは

送信方向

お客様FAX用

※コピーしてご使用ください。

事故報告書(盗難事故含む)

1 負傷者の救護を最優先

事故によってケガをされた方がいる場合は、すみやかに医師への連絡、救急車の要請、応急処置、病院への搬送などできるだけの救護を行ってください。

2 路上や工事現場での続発事故を防止

交通事故が発生した場合は、事故の続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させてください。
又、物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行ってください。

3 警察へ事故の届出

- ①自動車事故の場合は必ず警察へ届けてください。
(人身事故の場合は人身扱いの届け出が必要です。公道上の交通事故は道路交通法第72条により警察への届出が義務づけられています。)
②盗難事故(車両・機械等)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をしてください。
③その他官公庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

4 ただちに弊社営業所又は営業担当者までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡ください。

- ①事故発生の日時。
②事故発生の場所。
③お客様の会社名・氏名・住所・連絡先(TEL・FAX・担当者名)運転者氏名・お客様との関係・運転免許証又は資格証のコピー・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容および程度。
④事故の状況。
(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度なども)。

- ⑤相手の住所、氏名、会社名、電話番号など。
物損事故
車両損害の場合
損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合
被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
人身事故
ケガの症状、病院名、電話番号
⑥搭乗者にケガがある場合。
負傷者名、ケガの症状、病院名、電話番号。
※人身事故の場合は、特に被害者の方へのお見舞いをお願いします。

ご注意

- ①弊社の承諾なしになされた修理にかかる費用はお支払いできない場合がございます。
②弊社にご相談無く当事者間での示談交渉は、補償対象外となりますので絶対になさらないようお願いします。
③各補償制度の支払い限度額を超える部分については、お客様のご負担となります。

- ④レンタル機械及び車両の修理につきましては、弊社指定工場とさせていただきます。
⑤この「レンタル機械総合補償制度」のご案内に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に準ずるものとします。
⑥この「レンタル機械総合補償制度」のご案内は、予告なく内容を変更する場合がございます。

(対物事故については、損害物の写真撮影をお願いします。)

お客様会社名	当社担当営業所
お名前	
日時	年月日() <input type="checkbox"/> AM <input type="checkbox"/> PM 時分
事故車両	車種名: 登録No.: (管理No.)
事故場所(住所)	届出警察署

お客様事故窓口 ※お客様事故窓口担当者様へ直接、状況等の確認及び問合わせを致します。

会社名	
お名前	
TEL	携帯電話

運転者名*	同乗者
当社	住 所(電話) TEL:
車両	会社名(所属) 所属:
居住地	住 所(電話) TEL:
内容	損害・ケガの程度

運転者名*	同乗者
相手方	事故車両 車種名: 登録No.:
内容	住 所(電話) TEL:
内 容	会社名(所属) 所属:
内 容	住 所(電話) TEL:
内 容	損害・ケガの程度
内 容	修理工場(電話) TEL:

盗難 受理No.

盗難届申告者名

事故概要

事故概略図

〈注意事項〉
①略図が書ききれない場合は別紙記載の上添付してください。
②事故発生翌日には報告書を提出してください。
③お客様の個人情報につきましては、補償制度使用の対応(関係先への照会等事実関係の調査や関係機関への確認を含む)などを行うために利用させていただきます。

レンタル先の営業所へFAXしてください

Kitanihon Lease

寺川建設工業株式会社内



敦賀事業所

〒914-0811 福井県敦賀市中央町2丁目16-45
Tel.0770-24-0194 Fax.0770-22-4602
E-mail kitanihon-0003@galaxy.ocn.ne.jp

今津営業所

〒520-1603 滋賀県高島市今津町北仰537-2
Tel.0740-22-0194 Fax.0740-22-5637
E-mail kitanihon@alpha.ocn.ne.jp